令和５年４月１日
学校法人 大阪滋慶学園
大阪医療福祉専門学校
理学療法士学科

理学療法士学科　夜間部メディカルトレーナーコース　細則

（目的）
第１条
　この細則は、学則および試験規定、学生規定に基づき、教育効果を促進し、特にスポーツ医科学分野における社会貢献に広く寄与する医療人を育てるために定める。

（進級判定に関する方針）
第２条
１．進級できるものは、当該学年における配置科目の全てを取得し、かつ総授業科目およびメディカルトレーナーコース配置科目の出席すべき日数に対して出席率９０％以上でなければならない（学則第１０条２項より）。
２．学則１０条に定める総授業科目とは、原則として単位履修科目のみならずメディカルトレーナーコース配置科目および指定補講および学科行事すべてを含むものとする。
３．学期末試験の評価が不合格（５９点以下）の場合は再試験を行なう。再試験の評価が不合格（５９点以下）の場合には、当該科目の単位を取得することができない。
４．最終的な進級判定は学則及び上記１、２、３項に基づき、学校長、常務理事を含む進級に関する判定委員会を設けて判定する。なお、当該配置科目については、最終進級判定会議までにその全てを取得できなければ原級留置（留年）となる。

（メディカルトレーナーコースの現場実習に関する方針）
１．夜間部メディカルトレーナーコース１年次から４年次までの現場実習である「部活動実習」に参加するものは、メディカルトレーナーコース配置科目である「メディカルトレーナー演習」「スポーツ理学療法演習」の履修を原則とする。
２．メディカルトレーナーコース配置科目の成績評価は、担当教員による行動目標の達成度評価表（ポートフォリオ）、出席状況、レポートの評価などによる総合評価とし、60 点以上を合格とする。

以上

附則
　この細則は、令和５年４月１日より実施する。